

Report

統合後1年を迎えた (一社)北海道農産協会と (公社)北海道農産基金協会

一般社団法人 北海道農産協会
公益社団法人 北海道農産基金協会

専務理事 五十嵐 敏

はじめに

令和二年四月一日、一般社団法人の米麦改良協会とてん菜協会が組織統合して、「一般社団法人北海道農産協会」が、ま

た、公益社団法人の豆類価格安定基金協会と馬鈴しょ生産安定基金協会および青果物価格安定基金協会の三団体が組織統合して、「公益社団法人北海道農産基金協会」が発足しました。

平成一八年のJA北海道大会において、グループ全体の効率的な事業機能の発揮が決議されて以来、農協組織整備本部における協議や対象となる各団体による取り組みが継続的に行われてきました。

平成二八年一月に「耕種基金協会等統合検討WT」を設置、平成三〇年六月には、「北海道耕種団体等統合推進委員会」を発足させ、検討組織から推進組織へ移行しました。委員会では、「生産者

のための組織再編と機能強化」を基本的考え方に、令和二(二〇二〇)年四月一日を統合目標日とし、統合に向けた課題と方向性の検討を進めてきました。

今回の組織統合は、構成する耕種五団体が、組織設立以来、果たしてきた機能を基本としつつ、今後の北海道の耕種農業の課題に対して関係機関とともに的確に対応する組織へ生まれ変わることにより、適切な水張面積確保を目指す水田農業、輪作を基本とする畑作農業、需要に対応する青果農業など、北海道耕種農業が目指す姿に貢献する組織として、将来にわたって役割を果たすために統合を行いました。

また、両協会は、組織運営の効率化・合理化及び両組織の一体的運営のため、可能な限り役員等の共通化を図り、定数を必要最小限に見直すとともに、総務管理部門等を中心に、共通化・兼務体制を

導入します。(組織機構は下記のとおり)

なお、現行事業及び現行会員(農産協会三六会員、基金協会一一〇会員)や財産等の権利義務はすべて新団体に継承しております。

次に、協会において実施している主な業務を紹介します。

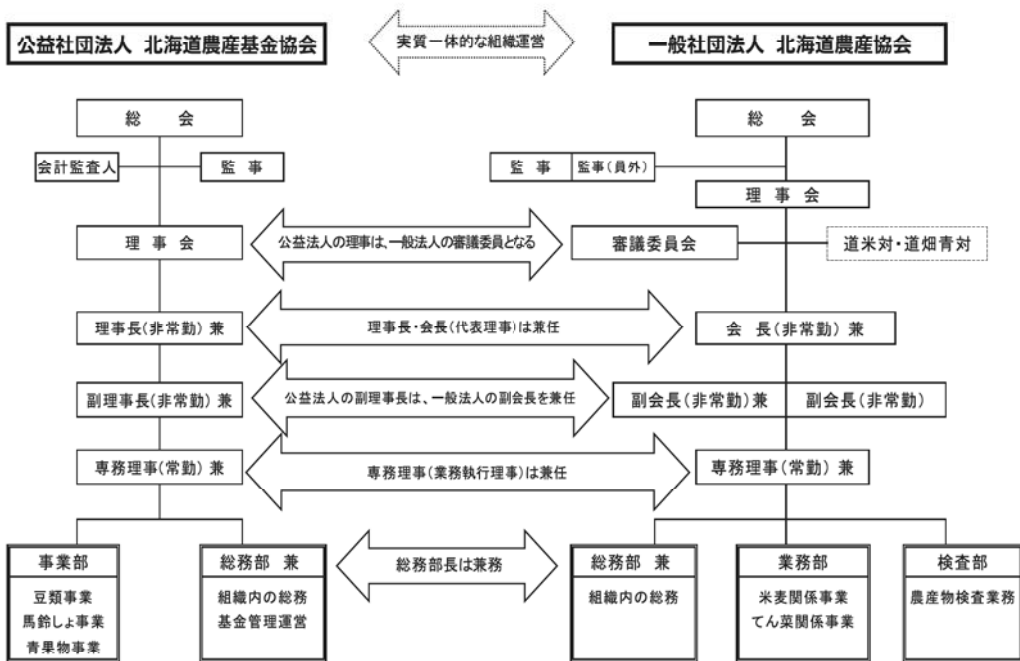
一・一般社団法人北海道農産協会

(一) 良質米麦生産技術向上対策事業

北海道米は、安全・安心で、良食味で品質が良く、需要に応える供給体制・生産の取り組みなど信頼が高く、家庭用・業務用等多方面から好評を得ており、良質・良食味米の一層の品質向上並びに安定生産の取り組みが求められています。

また、北海道小麦は、北海道畑作農業の基幹作物で、全国の約六〇%を占める

組織機構(めざす姿)



会員構成(令和3年3月1日現在)

会員構成	道・市	J A	連合会	関係団体	商系等	計
農産協会	3	0	5	24	4	36
農産基金協会	10	88	4	3	5	110

重要な位置にあり、輪作体系の維持にとっても必要不可欠な作物です。安全・安心な面から、実需者ならびに消費者から大きな期待と信頼を受けており、産地としてこの期待と信頼に応えるため、一層の品質向上並びに安定生産の取り組みが求められています。

良質米麦生産技術向上対策事業の推進に当たって、消費者および実需者のニーズに合った良質な米麦の安定生産を一層推進するため、JAグループ北海道や関係機関・団体、地区米麦改良協会と連携しながら、講習会や研修会、優良事例収集、作柄調査、リーフレット、米麦品質向上対策委員会等を通して、基本技術励行の喚起・啓発や、新品種・新技術・省力化技術等の栽培技術の普及に取り組んでいます。

水稲については、ホクレンと連携して、低コスト・省力化に向けた栽培技術や新

たなICT活用に係る実証試験を全道で実施しています。さらに、適正なタンパク値測定による円滑な米流通を図るため、簡易成分分析計に係る利用基準の啓発、基準サンプルの作成・配付に加え、「ゆめぴりか」の適正な流通を促進するため、「ゆめぴりか定点観測」を関係機関・団体と連携しながら取り進めています。

小麦については、安定生産を一層図るため、特に異常気象に左右されづらい技術の啓発、光エネルギーの効率的活用による栽培技術や病害虫防除対策、ほ場調査に基づく技術対策を推進しています。また、営農に資するスマート農業技術など関係機関・団体と連携して関連情報の提供にも取り組んでいます。

(二) てん菜事業

てん菜は、本道畑作農業の基幹作物と

して、輪作体系の維持や農業経営、糖業を通じた地域経済への波及など重要な役割を果たしており、JAグループ北海道や関係機関・団体との連携のもと、てん菜及びてん菜産業の振興に向けて関連事業に取り組んでいます。

① 原料てん菜の受渡し及び糖分測定立
会事業（原料受入・糖分測定）

立会人を認定委嘱し、公正・円滑な取引を推進しています。

② 試験研究事業

優良品種の試験、病害に関する試験、原料受入・糖分測定効率化・合理化に関する試験を実施しています。

③ 普及啓発事業

「高品質てん菜づくり講習会」の開催、「てん菜糖業年鑑」や「てん菜だより」を発行・配付しています。

④ 需要拡大・普及啓発事業

料理・食育等の専門家と連携したシュガーセミナーの開催、高校生を対象とした道産砂糖を使ったスイーツづくりコンテスト、小学生を対象とした出前授業の実施など、JAグループ北海道をはじめとした関係機関とともに需要拡大運動に取り組み、てん菜・てん菜糖（砂糖）への理解促進とPRを進めています。

⑤ 種子対策事業

品種別作付面積の把握・情報提供、優良品種に関する資料の配布、調査研究事業として企画調整専門部会、技術専門部会等の生育状況調査を実施しています。

(三) 農産物検査事業

農産物検査は農産物検査法で定められています。目的は、①種類・品質等まちな農産物について、通常取引される商品として客観的基準に従って分類し、

商品としての規格化を行い、②現物の確認を要しない規格取引を可能として、公正かつ円滑な取引が図られること、③規格を定めることにより、生産者にとって、農産物の商品としての生産目標、品質改善の指標となること、④流通段階においては、円滑な流通が図られ、流通における費用の節減や安定した取引が行われることにより消費の合理化に寄与することとしています。

民間による農産物検査実施業務の移行は、平成一一年四月の「国の行政組織等の減量化に関する基本計画」（閣議決定）に基づき一三年度から五年間で、実施主体を国から民間の登録検査機関へ移行するとされ、一八年度から、すべての業務を民間が行うこととなりました。旧北海道米改良協会は、一三年度より、JAグループ北海道（道米対、道畑青対）の総意のもと、登録検査機関となるよう要

請を受け、同年七月、農林水産大臣の指定制を受け、農産物検査事業を実施します。

現在、本会がJA等に委託している全道九〇〇名余りの検査員が検査業務に当たっています。本会に検査部を設け、三名の技監を置き、全道の九地区に一五名の地区統括検査員・主任検査員を配置し、農産物検査員の育成、適正な鑑定技術の維持・向上、関係法令と本会業務規程の遵守指導、適正な農産物検査体制の整備・維持等、JA、JAグループ北海道、関係機関・団体とともに北海道農産物の公正・公平な農産物検査業務への指導に取り組んでいます。

検査対象品目は、もみ、飼料用もみ、玄米、飼料用玄米、精米、大麦、小麦、裸麦、大豆、小豆、いんげん、そば、でん粉としており、農産物検査を行う区域は北海道に限っています。

二．公益社団法人

北海道農産基金協会

(一) 豆類事業

① 豆類価格安定対策事業

対象豆類に係る基準価格等を設定し、必要に応じて価格差補てん事業、保管事業を行うとともに、赤系金時の安定生産を通じて価格の安定を図るため、種子代助成などの「赤系金時安定供給緊急対策事業」等を実施します。

② 小豆類生産安定対策事業

道産小豆類の需給状況の計画的な改善に向けて、生産目標面積の遵守に向けた取り組みを強化するため、必要に応じて生産安定運動推進事業（安定生産啓発特別事業）等を実施します。

③ 豆類生産流通安定推進事業

豆類需給安定会議の開催や、雑豆の安

定的供給に必要な生産者の意向や、豆類の生産・流通・消費動向等に関する委託調査事業を実施します。

④ 豆類消費啓発助成等事業

豆の日及び豆月間の協賛行事である豆トークショーの開催や、道産豆類に係る知識等を広く普及・啓発するため公募事業等審査委員会が選定した課題について助成を行います。

⑤ 豆類調査研究助成事業

豆類の安定生産を目的とした品種改良及び病害虫対策の開発に向けて、公募事業等審査委員会が選定した課題について助成を行います。

⑥ 豆類流通円滑化緊急対策事業

豆類の円滑な流通に重大な支障を生じる恐れのある事態が発生した場合に、緊急的な対応を可能とするため必要な助成を行います。

(二) 馬鈴しよ事業

① 研究助成事業

主いでん粉原料用馬鈴しよの安定生産を目的とした試験研究・調査研究に対して、公募事業等審査委員会が選定した課題について助成を行います。

② 普及啓発事業

馬鈴しよの栽培技術・品種開発・流通動向など各種情報に関する普及啓発を図ることを目的に栽培講習会を開催するほか、北海道澱粉工業協会と連携の上「協会だより」を発行します。

③ 需給調整事業

馬鈴しよでん粉の需給動向の把握と調整保管事業の発動可否を判断するため、生産見込を立て、需給調整に関する検討を行います。令和二年度は二年産馬鈴しよでん粉の需給不均衡により一万吨の調整保管を実施する予定です。

(三) 青果物事業

① 野菜関係事業

ア 野菜価格安定対策事業（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業）

対象特定野菜の価格低落時に、北海道、生産者があらかじめ積み立てた資金と農畜産業振興機構の助成金を財源として価格補給金を交付する事業です。

イ 野菜価格安定対策事業（野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業）

指定野菜価格安定対策事業における基金造成の道負担分について、道の助成を受け、農畜産業振興機構に納付する事業です。

ウ 青果物生産出荷安定対策事業

ホクレンを事業主体とし、需要啓発宣伝・安定出荷対策などを行う生産者等に対して、交付金を交付する事業です。

② 果実関係事業

ア 果樹経営支援対策事業

果樹の優良品目・品種への改植・新植、小規模基盤整備などに対して、（公財）中央果実協会の助成金を交付する事業です。

イ 果樹未収益期間支援事業

果実経営支援対策事業実施生産者に対して、未収益期間の経営支援措置として、（公財）中央果実協会の助成金を交付する事業です。

③ その他

ア 端境期等対策産地育成強化支援事業

加工・業務用野菜の生産基盤強化に取り組む産地に対して、農畜産業振興機構が補助する事業であり、当該事業が円滑に進められるよう協会が事務支援を実施します。

イ 全国果樹技術・経営コンクール

地域等からの推薦に基づき、農

試、中央会、ホクレン、道果樹協会、普及センター、協会で構成する審査委員会で協議し、優良な経営体を推薦します。

おわりに

今回統合の対象となった耕種五団体は、それぞれの団体が設立以来、果たしてきた農産物の生産、価格及び経営の安定などの役割を維持しつつ、今後は試験研究・普及啓発事業など、これまで実施してきた事業について一体化・共通化した発展的な事業とすることや、新たな課題に対応した分野別・品目横断的な事業を実施することにより、北海道耕種農業の発展に貢献していきたいと考えております。